第3回　阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会

次　第

日時：令和8年7月30日（木）　13：30～15：30
場所：鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」 2階会議室

1．開会

2．挨拶

3．委員紹介（出欠・交代など）

4．公開方法、傍聴規定について

5．第2回検討会の振り返り　資料1－1、資料1－2

6．議事

（1）第5回・第6回作業部会の振り返り　資料2

（2）第3回検討会の進め方・本日の話合いのポイント　資料3

（3）令和7年度の取組内容の共有
①作業部会のとりまとめ成果　資料4－1
②試験ほ場の取組状況　資料4－2
③阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの変更　資料4－3

（4）今後の地内利活用の進め方について
①今後の地内利活用検討の進め方　資料5－1
②官民連携の概要　資料5－2

（5）令和8年度の取組内容について
①浜尾遊水地における官民連携の取組　資料6－1
②VRツールの作成について　資料6－2

7．その他

8．閉会

＜配布資料＞

・阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会委員座席表
・阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会設立趣意書
・阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会規約
・阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会委員名簿　別表1・2
・阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会に関する公開方法
・阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会に関する傍聴規定

・資料1－1：第2回阿武隈川上流遊水地群内利活用検討会の振り返り

・資料1－2：第2回阿武隈川上流遊水地群内利活用検討会　議事概要

・資料2：第5回・第6回作業部会の振り返り

・資料3：第3回検討会の進め方・本日の話し合いのポイント

・資料4－1：作業部会のとりまとめ成果

・資料4－2：試験ほ場の取組状況

・資料4－3：阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの変更

・資料5－1：今後の地内利活用検討の進め方

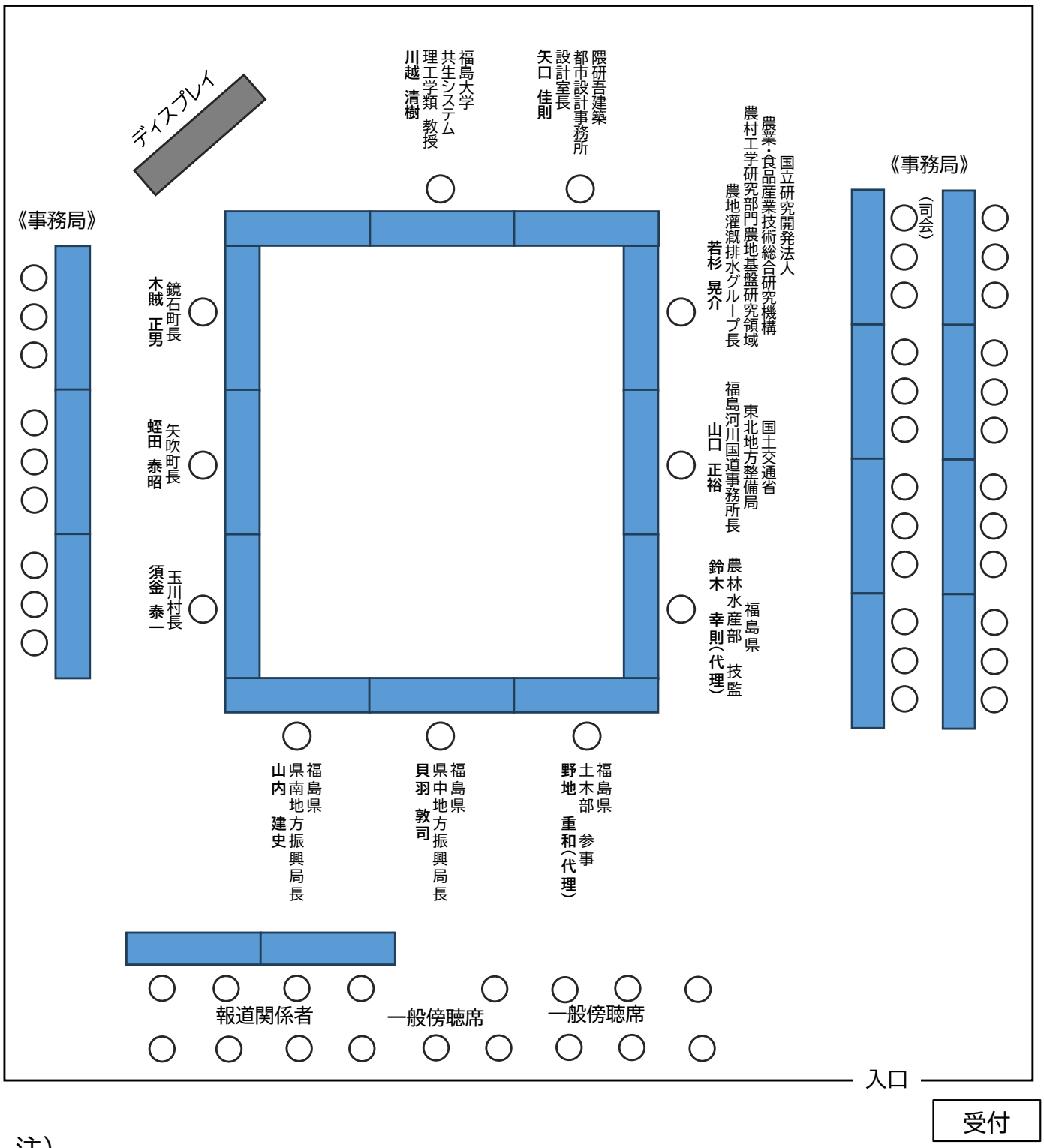
・資料5－2：官民連携の概要

・資料6－1：浜尾遊水地における官民連携の取組

・資料6－2：VRツールの作成について

○ 座席表

（会場：鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」 2階会議室）



注）

- 第3回阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会では、市岡委員は欠席。
- 福島県農林水産部の鈴木委員は代理出席。
- 福島県土木部の野地委員は代理出席。

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会 設立趣意書

令和元年台風第19号に伴う降雨では、阿武隈川上流域において平均253mmの雨が激しく降り、戦後最大であった昭和61年（8.5洪水）や平成の大改修の契機となった平成10年（8.27洪水）を上回る雨量が観測されました。

阿武隈川上流域および荒川においては、基準観測所７箇所中７箇所ではん濫危険水位を超過し、特に本宮・阿久津（郡山市）・須賀川地点においては、計画高水位を超過しました。

阿武隈川上流（国管理区間）では、１箇所の堤防決壊と２５箇所において河川からの越水・溢水が発生し、浸水面積 約3,200haとなる大規模な浸水被害となりました。また、阿武隈川上流（福島県管理区間）では、３０箇所の堤防決壊が発生しました。

この災害に対して、関係機関が連携してとりまとめた「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、国・県・市町村が連携して築堤、河道掘削、遊水地整備等の治水対策を概ね１０年で実施しています。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として整備する上流遊水地群において、地域振興に資する持続可能な地内利活用の方向性等を検討し、地内利活用方針をとりまとめることを目的に、有識者等により構成される阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会を設置します。

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会 規約

（設置）

第１条 「阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第２条 本検討会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えて整備される「阿武隈川上流遊水地群」における、地域振興に資する持続可能な地内利活用の方向性等について検討し、地内利活用方針をとりまとめることを目的とする。

（検討会の対象地域）

第３条 検討会は、一級水系阿武隈川上流遊水地群を対象とする。

（検討会の組織等）

第４条 検討会の委員は、福島河川国道事務所長が委嘱し、委員の構成は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 検討会には、委員長を置き、委員の互選により定める。

３ 検討会は、検討会委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、行政機関委員が出席出来ない場合は、その行政機関に所属する者を代理者として出席を認める。

４ 委員長は検討会の議事進行を行う。

５ 検討会は、委員長の了承のもと事務局が運営及び招集を行う。

６ 委員長は、必要に応じて別表１の職にある者以外の者の出席を検討会に求める事ができる。

（検討会委員の任期）

第５条 検討会の委員の任期は原則として２年とする。但し再任を妨げない。

２ 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（検討会の検討事項）

第６条 検討会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

1　阿武隈川上流遊水地群における地内利活用の方向性等に関する事項
2　その他、阿武隈川上流遊水地群における地内利活用に関して必要な事項

（作業部会）
第７条 検討会は、第６条各号に掲げる事項について、自治体毎の特色のある意見を反映させ、且つ実務的な議論・検討を行い、その成果を検討会へ報告するため、関係地域住民、関係機関、地元自治体等による作業部会を設ける。
2　作業部会の委員は、福島河川国道事務所長が委嘱し、別表２の職にある者をもって構成する。
3　作業部会は、作業部会委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない場合には委員の代理者が出席できる。
4　作業部会の委員の任期は原則として２年とする。但し再任を妨げない。
5　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　作業部会は、事務局が招集、運営及び進行を行う。
7　事務局は、必要に応じて別表２の職にある者以外の者の出席を作業部会に求める事ができる。

（公開）
第８条 検討会の公開方法については検討会で定める。

（事務局）
第９条 検討会及び作業部会の庶務を行うため、事務局を置く。
2　検討会及び作業部会の事務局は、福島河川国道事務所、福島県、鏡石町、矢吹町及び玉川村で構成し主たる事務は福島河川国道事務所が行う。

（規約の改正）
第１０条 本規約の改正は、検討会委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

（雑則）
第１１条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討会で定めるものとする。

（附則）

第１２条 本規約は、令和６年１月３０日から施行する。

別表1

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会　委員名簿

	氏　名	所　属　等
1	市岡（いちおか）　綾子（あやこ）	日本大学　工学部　建築学科　専任講師
2	川越（かわごえ）　清樹（せいき）	福島大学　共生システム理工学類　教授
3	矢口（やぐち）　佳則（よしのり）	隈研吾建築都市設計事務所　設計室長
4	若杉（わかすぎ）　晃介（こうすけ）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門農地基盤研究領域 農地灌漑排水グループ長
5	木賊（とくさ）　正男（まさお）	鏡石町長
6	蛭田（ひるた）　泰昭（やすあき）	矢吹町長
7	須釜（すがま）　泰一（やすいち）	玉川村長
8	小貫（おぬき）　薫（かおる）	福島県　農林水産部長
9	矢澤（やざわ）　敏幸（としゆき）	福島県　土木部長
10	貝羽（かいわ）　敦司（あつし）	福島県　県中地方振興局長
11	山内（やまうち）　建史（たけし）	福島県　県南地方振興局長
12	山口（やまぐち）　正裕（まさひろ）	国土交通省　東北地方整備局 福島河川国道事務所長

計12名

敬称略

別表2

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会作業部会　委員名簿

【鏡石町】

	区　分	所　　属	役　職
1	関係機関	鏡石町商工会	会長
2		(一社)かがみいし振興公社	理事長
3		夢みなみ農業協同組合　鏡石支店	支店長
4		NPO法人かがみいしスポーツクラブ	理事長
5	教育機関	福島県立岩瀬農業高等学校	教頭
6		鏡石町教育委員会委員	教育長職務代理者
7	地域住民	鏡石町区長協議会	会長
8			委員(成田区長)
9		水害から居住地を守る成田地区推進協議会	会長
10			副会長
11			委員
12		鏡石町魅力あるまちづくり実行委員会	実行委員長
13		鏡石東部工業団地「まきば会」	会長
14	行政機関(鏡石町)	総務課	課長
15		企画財政課	課長
16		産業課	課長
17		都市建設課	課長
18		教育課	課長
19	行政機関(県)	福島県　県中地方振興局	企画商工部長
20		福島県　県中農林事務所	企画部長
21		福島県　県中建設事務所	企画管理部長
22	行政機関(国)	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	事業対策官

別表2

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会作業部会　委員名簿

【矢吹町】

	区　分	所　　属	役　職
1	関係機関	矢吹町商工会	会長
2		矢吹町スポーツ協会	会長
3		やぶき経営懇話会	会長
4		夢みなみ農業協同組合 しらかわ営農センター	地区統括部長 兼センター長
5	教育機関	福島県立光南高等学校	教頭
6		福島県農業総合センター農業短期大学校	副校長
7		矢吹町教育委員会委員	職務代理者
8	地域住民	矢吹町区長会	会長
9		三城目総区	総区長
10		三城目地区遊水地対策協議会	会長
11		三城目地区遊水地対策協議会	副会長
12		三城目地区遊水地対策協議会	副会長
13	行政機関 （矢吹町）	企画・デジタル推進課	課長
14		まちづくり推進課	課長
15		商工観光課	課長
16		都市整備課	課長
17		教育振興課	課長
18		生涯学習課	課長
19	行政機関 （県）	福島県　県南地方振興局	次長 兼企画商工部長
20		福島県　県南農林事務所	企画部長
21		福島県　県南建設事務所	企画管理部長
22	行政機関 （国）	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	事業対策官

別表2

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会作業部会　委員名簿

【玉川村】

	区　分	所　　属	役　職
1	関係機関	玉川村商工会	会長
2		玉川村観光物産協会	会長
3		夢みなみ農業協同組合　玉川支店	支店長
4		玉川村区長会	会長
5	スポーツ関係	一般社団法人 cycle village TAMAKAWA	代表理事
6		NPO 法人たまかわ元気スポーツクラブ	理事長
7		玉川村スポーツ協会	副会長
8	教育機関	玉川村教育委員	教育長 職務代理者
9	地域住民	小高行政区	区長
10		中行政区	区長
11		竜崎行政区	区長
12		女性から見たまちづくり研究会	代表
13	行政機関（玉川村）	総務課	課長
14		企画政策課	課長
15		産業振興課	課長
16		地域整備課	課長
17		公民館	館長
18	行政機関（県）	福島県　県中地方振興局	企画商工部長
19		福島県　県中農林事務所	企画部長
20		福島県　県中建設事務所	企画管理部長
21	行政機関（国）	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	事業対策官

「阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会」に関する公開方法

１．会議の公開

（１）会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。

（２）前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

（３）作業部会の公開については、検討会への報告をもって替えるものとする。

２．議事概要

阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会の議事について、事務局が議事概要を作成するものとする。

３．公開の方法

会議資料及び議事概要はインターネットでの掲載等によるものとする。

「阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会」に関する傍聴規定

１．「阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会」は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
（２） 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
ア 危険な物を携帯している者
イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ 酒気を帯びていると認められる者
エ その他検討会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア 検討会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ 騒ぎ立てる等、検討会の会議を妨害しないこと。
ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ 飲食又は喫煙をしないこと。
オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ その他検討会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
（６）傍聴人は、検討会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
（７）傍聴人は、検討会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。